

駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例

〔令和 3年12月17日〕
条例 第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、駒ヶ根市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派（駒ヶ根市議会基本条例（平成26年12月17日条例第34号）第8条第1項に規定する会派をいう。以下「会派」という。）又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、駒ヶ根市議会における会派又は無会派議員に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、請求のあった日から30日以内に交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額9,000円を乗じて得た額とし、毎年度4月に当該年度分を一括して交付する。ただし、年度途中において所属議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派は、当該年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは当該上回る額を返還しなければならない。ただし、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付するものとする。

5 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、当該会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(無会派議員に対して交付する政務活動費)

第5条 無会派議員に対する政務活動費は前条第1項の規定による額とし、基準日に在職する無会派議員に対して毎年度4月に当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中において無会派議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに無会派議員となった者に対しては、無会派議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 無会派議員が基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は基準日において議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた無会派議員がその年度の途中において会派に所属した場合は、当該議員は、会派に所属した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無会派議員は、当該政務活動費に係る収支報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無会派議員が議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は無会派議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派及び無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び無会派議員がその年度において第6条に規定す

る経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余が生じた場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、同条第2項及び第3項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	調査研究活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	市民からの市政及び議員活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請・陳情活動を行うために必要な経費
会議費	各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	調査研究活動のために必要な職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費